

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

子ども・被災者生活支援法に基づき  
具体的施策の早期実施を  
求める要望書

平成25年7月16日

福島県南相馬市長 桜井 勝延

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が広く拡散され、放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分解明されていないこと等のため、被災者は健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援と特に子どもへの配慮が求められています。

そのような中、国会超党派により「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（子ども・被災者生活支援法）」が可決されましたが、本法においては、具体的施策は、政府の定める「基本方針」によるものとされているものの、いまだ「基本方針」策定のめどは明らかにされていません。

以上のことから、下記の事項について、実施されるよう強く要望いたします。

## 記

- (1) 「子ども・被災者生活支援法」に基づく「基本方針」を速やかに策定し、各種の具体的施策の早期実現を図ること。特に子どもの定期的健康診断と医療費の減免を喫緊の課題として具体化すること。
- (2) 「基本方針」策定と施策の具体化に際しては、被災者の意見を十分に反映する措置を講ずること。